

(5) 小麦・大豆の国産化の推進

【令和7年度予算額 35(50)百万円】
【令和6年度補正予算額 5,008百万円】

〔関連事業：共同利用施設の整備支援等 19,952百万円の内数〕
令和6年度補正予算 51,000百万円の内数

<対策のポイント>

産地と実需が連携して行う**麦・大豆の国産化を推進**するため、ブロックローテーションや営農技術・機械の導入等による**生産性向上や増産**を支援するとともに、国産麦・大豆の安定供給に向けた**ストックセンターの整備**※や民間主体の一定期間の保管、**新たな流通モデルづくり**、更なる利用拡大に向けた**新商品開発**等を支援します。

※関連事業で支援

<事業目標> [平成30年度→令和12年度まで]

- 小麦生産量の増加(76万t→108万t)
- 大麦・はだか麦生産量の増加(17万t→23万t)
- 大豆生産量の増加(21万t→34万t)

<事業の内容>

国産小麦・大豆供給力強化総合対策 35(50)百万円
【令和6年度補正予算】5,008百万円

① 生産対策(麦・大豆生産技術向上事業)

麦・大豆の増産を目指す産地に対し、**作付けの団地化、ブロックローテーション、営農技術・農業機械の導入**等を支援します。

② 流通対策

ア 麦・大豆供給円滑化推進事業

国産麦・大豆を一定期間保管することで安定供給体制を図る取組を支援します。

イ 新たな麦流通モデルづくり事業

麦の流通構造の構築に向けた**新たな流通モデルづくり**を支援します。

③ 消費対策(麦・大豆利用拡大事業)

国産麦・大豆の利用拡大に取り組む食品製造事業者等に対し、**新商品開発**等を支援します。

(関連事業)

強い農業づくり総合支援交付金 11,952百万円の内数

新基本計画実装・農業構造転換支援事業

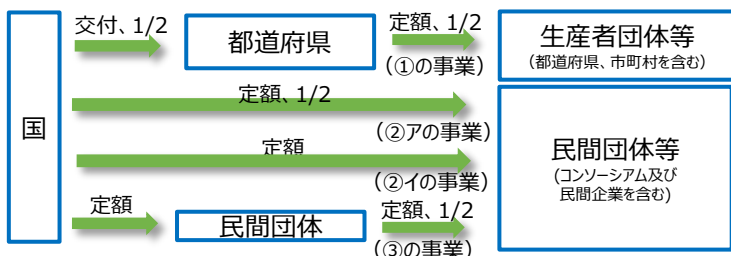
8,000百万円の内数

【令和6年度補正予算】40,000百万円の内数

産地生産基盤パワーアップ事業

【令和6年度補正予算】11,000百万円の内数

産地と実需が連携して国産麦・大豆の取扱数量を増加させる取組を推進するため、増産に資する**乾燥調製施設の導入**、不作時にも安定供給するための**ストックセンターの整備**、国産麦・大豆の利用拡大に向けた**食品加工施設の整備や再編集約・合理化**等を支援します。



<事業イメージ>

1. 生産対策



営農技術の導入
(定額)



農業機械の導入
(1/2以内)



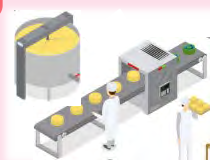
乾燥調製施設の整備※
(1/2以内)

2. 流通対策



- ・ストックセンターの整備※(1/2以内)
- ・一定期間の保管(定額、1/2以内)

3. 消費対策



- ・新商品の開発(定額、1/2以内)
- ・加工設備・施設の導入※(1/2以内)

※関連事業で支援

麦・大豆の国産化を一層推進

※本事業は申請内容を踏まえて審査し、予算の範囲内で補助対象者が決定される補助事業です。

(6) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【令和7年度予算額（所要額）
202,384（199,236）百万円

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付。

(1) 支援内容（数量払）（注：令和5～7年産の交付単価）

① 麦類

品質区分（等級）		1等又は1等相当				2等又は2等相当			
ランク		A	B	C	D	A	B	C	D
小麦 パン・中華麺用品種 (円/60kg)	課税事業者向け単価	7,860	7,360	7,210	7,150	6,700	6,200	6,050	5,990
	免税事業者向け単価	8,270	7,770	7,620	7,560	7,110	6,610	6,460	6,400
小麦 上記以外 (円/60kg)	課税事業者向け単価	5,560	5,060	4,910	4,850	4,400	3,900	3,750	3,690
	免税事業者向け単価	5,970	5,470	5,320	5,260	4,810	4,310	4,160	4,100
二条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け単価	5,870	5,450	5,330	5,280	5,010	4,590	4,460	4,410
	免税事業者向け単価	6,220	5,800	5,680	5,630	5,360	4,940	4,810	4,760
六条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け単価	5,210	4,790	4,660	4,610	4,180	3,760	3,640	3,590
	免税事業者向け単価	5,510	5,090	4,960	4,910	4,480	4,060	3,940	3,890
はだか麦 (円/60kg)	課税事業者向け単価	9,220	8,720	8,570	8,480	7,650	7,150	7,000	6,920
	免税事業者向け単価	9,750	9,250	9,100	9,010	8,180	7,680	7,530	7,450

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
A～Dランク：たんばく質や白度（大麦・はだか麦）の含有率等の違いで区分

② 大豆

品質区分（等級）		1等又は1等相当	2等又は2等相当	3等又は3等相当	品質区分（等級）		合格又は合格相当
普通大豆 (円/60kg)	課税事業者向け単価	10,360	9,670	8,990	特定加工用大豆 (円/60kg)	課税事業者向け単価	8,310
	免税事業者向け単価	10,770	10,080	9,400		免税事業者向け単価	8,720

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

③ そば

品質区分（等級）		1等又は1等相当	2等又は2等相当
そば (円/45kg)	課税事業者向け単価	17,180	15,070
	免税事業者向け単価	18,010	15,900

等級：容積重の違いや被害粒の割合で区分

④ なたね

品質区分（品種）		キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ きらきら銀河 ペノカのしずく	その他の品種
なたね (円/60kg)	課税事業者向け単価	7,720	6,980
	免税事業者向け単価	8,140	7,400

⑤ てん菜

品質区分（糖度）		←(+0.1度ごと) 16.6度 →(▲0.1度ごと)
てん菜 (円/t)	課税事業者向け単価	+62円 5,070 ▲62円
	免税事業者向け単価	+62円 5,290 ▲62円

糖度：てん菜の重量に対するしょ糖の含有量

⑥ でん粉原料用ばれいしょ

品質区分（でん粉含有率）		←(+0.1%ごと) 19.6% →(▲0.1%ごと)
でん粉原料用ばれいしょ (円/t)	課税事業者向け単価	+64円 14,280 ▲64円
	免税事業者向け単価	+64円 15,180 ▲64円

でん粉含有率：ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量

(2) 支援内容（面積払（営農継続支払））

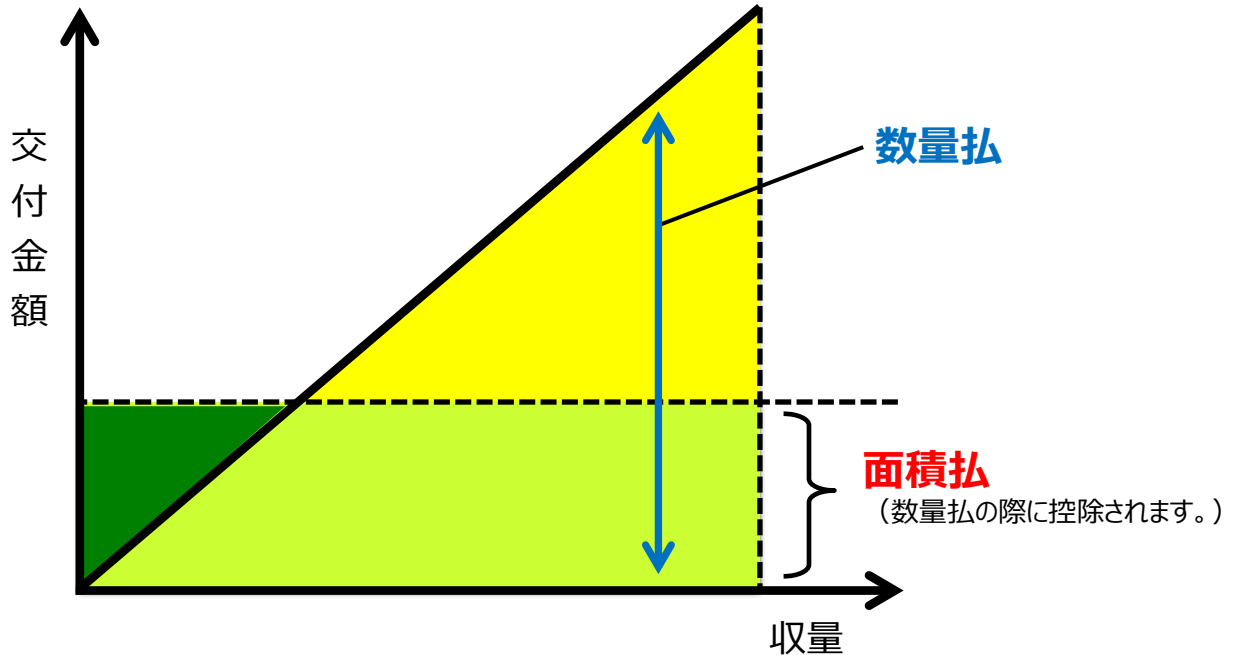
① 交付対象面積

当年産の作付面積に応じて交付

② 交付単価

10 a 当たり2万円
※「そば」は、10 a 当たり1万3千円

③ 数量払と面積払との関係



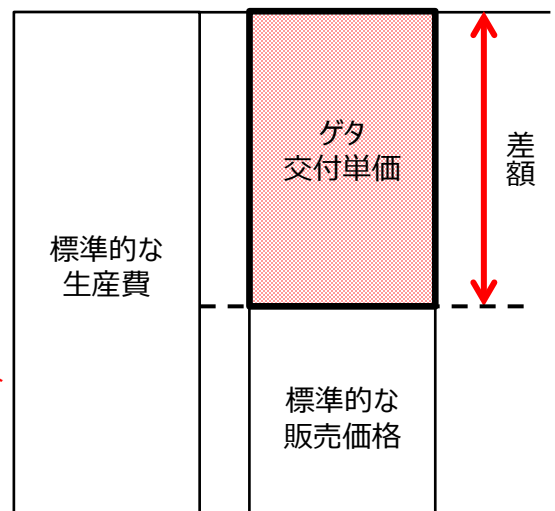
交付対象者

認定農業者、集落営農、
認定新規就農者
(いずれも規模要件はありません。)

対象作物

麦、大豆、そば、なたね
※麦芽の原料として使用される麦（ビール用等）、
黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象外
てん菜、でん粉原料用ばれいしょ
※北海道産のみ

交付単価のイメージ



(7) 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

【令和7年度予算額 44,604（41,924）百万円
（所要額）】

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度です。

農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

(1) 交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者
（いずれも規模要件はありません）

※ 集落営農の要件は、①組織の規約の作成、②対象作物の共同販売経理の実施、③「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」について、市町村が確実に行われると判断するもの、とします。

(2) 対象農産物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

【10a当たり標準的収入額とは】

通常年に想定される収入額として、前年産以前5か年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3か年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

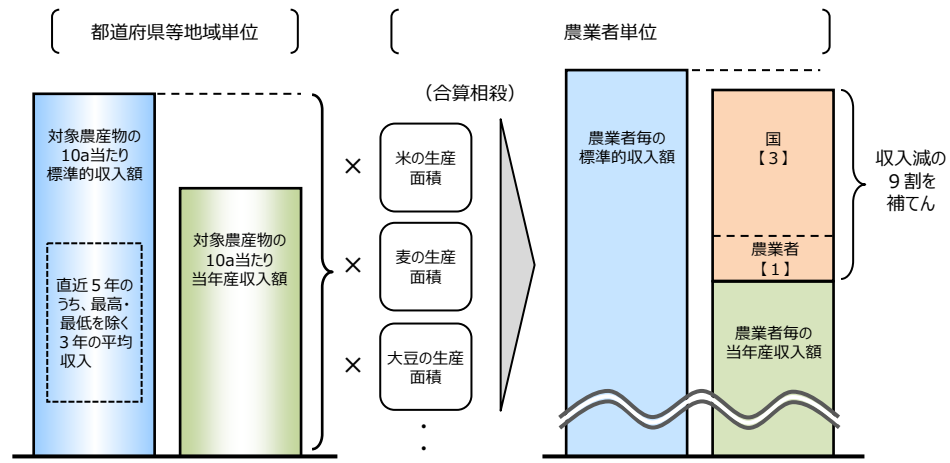
【10a当たり当年産収入額とは】

当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

(3) ナラシ対策の仕組み

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の抛出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。



(4) 収入保険との関係

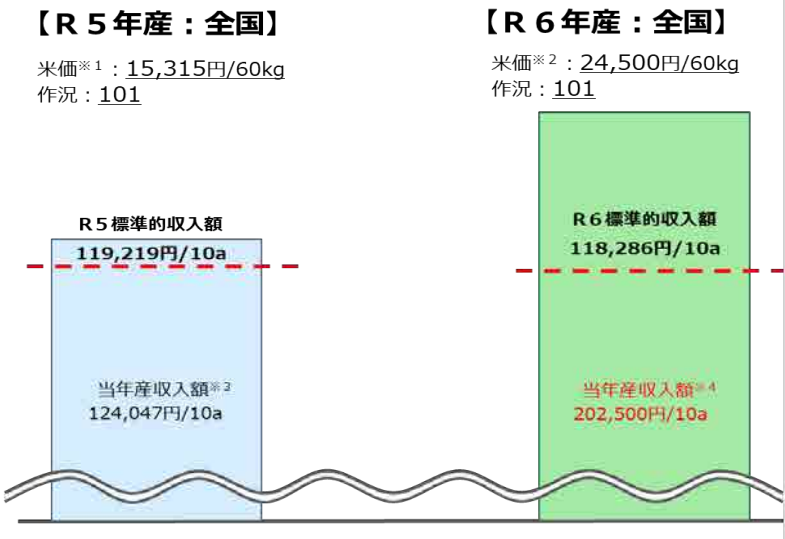
- 農業者は、収入保険かナラシ対策のどちらかを選択して加入することができます。

(参考) ナラシ対策の各年産の加入状況等

	加入申請件数		加入申請面積 (米)	主食用米の カバー率(試算)
		うち、米の 加入申請件数		
	(万件)	(万件)	(万ha)	(%)
H27年産	11.2	10.1	55.0	56.2
H28年産	11.0	9.8	55.3	56.9
H29年産	10.6	9.5	55.7	58.5
H30年産	10.1	9.1	57.1	61.2
R元年産	8.8	7.8 (+収入保険(1.5): 9.3)	49.9 (+収入保険(10.7): 60.6)	51.4 (+収入保険(10.2): 61.6)
R2年産	7.8	6.8 (+収入保険(2.3): 9.1)	46.4 (+収入保険(17.9): 64.3)	47.7 (+収入保険(17.2): 64.8)
R3年産	6.8	5.9 (+収入保険(3.7): 9.6)	37.9 (+収入保険(27.8): 65.7)	40.3 (+収入保険(26.2): 66.5)
R4年産	6.0	5.1 (+収入保険(5.0): 10.1)	31.6 (+収入保険(37.1): 68.7)	35.3 (+収入保険(35.7): 71.0)
R5年産	5.4	4.6 (+収入保険(5.7): 10.2)	29.2 (+収入保険(39.6): 68.8)	33.1 (+収入保険(39.1): 72.2)
R6年産	4.9	4.1 (+収入保険(5.7): 9.8)	27.2 (+収入保険:—)	—

※ 加入申請件数・面積は、積立申出した者の数値。
※ R元年産以降の下段カッコ内は、ナラシと収入保険の合計値。
※ ナラシのカバー率は、ナラシ加入数量(ナラシの米の加入申請面積に単収を乗じて算出)を米の農産物検査数量(水陸稲)で除して試算。
収入保険のカバー率は、収入保険加入数量(加入面積に単収を乗じて算出)を米の農産物検査数量(水陸稲及び飼料用米)で除して試算。
(R6年産のカバー率は、農産物検査数量等が未確定のため現時点では試算していない。)

(参考) ナラシ対策：令和6年産米の当年産収入額及び補てん額（試算）



※1 R5年産米価は、出回りから翌年10月までの全国の全銘柄平均価格(包装代、消費税含む)。
※2 R6年産米価は、出回りから翌年3月までの全国の全銘柄平均価格(包装代、消費税含む)。
※3 R5年産収入額は、R5年産水稲の10a当たり収量に、R5年産米価(R6年3月までの全銘柄平均価格、包装代、消費税含まず)を乗じて算出。
※4 R6年産収入額は、R6年産水稲の10a当たり収量に、R6年産米価(R7年3月までの全銘柄平均価格、包装代、消費税含まず)を乗じて算出。
※5 実際の補てん額は、地域ごとに定められた標準的収入額等に基づき、麦や大豆等の他のナラシ対象作物ごとの収入差額を合算相殺して算出。

(参考) ナラシ対策：令和6年産米の当年産収入額及び補てん額（試算）

	標準的収入額	当年産収入額	補てん額※	補てん後の 収入額※	R6年産 作況指数
北海道	134,239	246,548	0	246,548	103
青森県	126,767	259,833	0	259,833	103
岩手県	119,604	205,959	0	205,959	106
宮城県	120,503	212,572	0	212,572	107
秋田県	124,585	218,512	0	218,512	102
山形県	137,102	233,968	0	233,968	97
福島県	118,454	223,721	0	223,721	102
茨城県	110,590	225,364	0	225,364	103
栃木県	112,189	205,389	0	205,389	101
群馬県	100,430	209,106	0	209,106	100
埼玉県	98,197	159,999	0	159,999	97
千葉県	109,563	206,519	0	206,519	105
東京都	91,322	155,250	0	155,250	100
神奈川県	107,856	180,375	0	180,375	97
山梨県	145,743	161,072	0	161,072	100
長野県	140,958	217,196	0	217,196	101
新潟県	136,644	188,181	0	188,181	98
富山県	126,916	193,770	0	193,770	99
石川県	116,015	178,460	0	178,460	99
福井県	111,348	171,743	0	171,743	102
岐阜県	107,625	180,022	0	180,022	100
静岡県	114,261	162,237	0	162,237	95
愛知県	104,862	169,659	0	169,659	99
三重県	107,812	171,448	0	171,448	98
滋賀県	112,243	177,279	0	177,279	100
京都府	116,406	175,948	0	175,948	104
大阪府	109,278	181,125	0	181,125	99
兵庫県	110,363	170,426	0	170,426	99
奈良県	108,108	173,273	0	173,273	103
和歌山県	109,898	189,750	0	189,750	102
鳥取県	106,798	167,174	0	167,174	99
島根県	112,783	156,533	0	156,533	100
岡山県	102,338	189,100	0	189,100	99
広島県	110,201	172,668	0	172,668	101
山口県	104,944	174,232	0	174,232	103
徳島県	97,904	165,401	0	165,401	100
香川県	109,512	168,388	0	168,388	100
愛媛県	107,239	167,559	0	167,559	102
高知県	96,656	153,627	0	153,627	100
福岡県	105,986	172,097	0	172,097	98
佐賀県	101,657	168,855	0	168,855	99
長崎県	101,434	177,934	0	177,934	102
熊本県	108,442	196,054	0	196,054	102
大分県	101,026	182,169	0	182,169	101
宮崎県	110,936	180,399	0	180,399	97
鹿児島県	109,888	217,876	0	217,876	97
沖縄県	68,559	122,250	0	122,250	105
全国	118,286	202,500	0	202,500	101

※補てん額は、標準的収入額と当年産収入額の差額の9割から、共済金相当額を控除した金額。補てん後の収入額は、当年産収入額、補てん額及び共済金相当額の合計。

また、実際の補てん額は、地域ごとに定められた標準的収入額等に基づき、麦や大豆等のナラシ対象作物ごとの収入差額を合算相殺して算出。

(8) 収入保険

全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、**農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償**します！



加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)です。

- ※ 保険期間開始前に加入申請を行います。
- ※ 保険期間の前年1年分の青色申告(簡易な方式を含む)実績があれば加入できます。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、どちらかを選択して加入します。

収入保険に加入している農業者は、令和7年6月末時点で、101,452経営体です。そのうち米を生産している者は、61,377経営体です。



保険期間

税の収入算定期間と同じです。

個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間

補償内容

保険期間の収入(農産物の販売収入)が、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補填します。

- ※ 補填方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。
- ※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
- ※ 毎年の農産物(自ら生産したもの)の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。
- ※ 農産物の販売収入には、精米、仕上茶などの簡易な加工品の販売収入も含めます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

収入保険 加入者の声

石川県小松市 (株)北村農産 代表 北村 栄治さん
(経営規模：水稲23ヘクタール、麦7ヘクタール、ハウストマト9棟、露地野菜40アール)

令和3年1月に株式会社となりました。令和4年は8月4日の豪雨により**川が氾濫して洪水となり大打撃**を受けました。農作業場に污水が入り乾燥機などの農機具に故障が続出。**ハウスと水田もほとんどが冠水**しました。ここまでの被害は今までになく、**収入保険に加入していなかったらと思うとゾッとします。**

自然災害はどうしても避けられず、今後も米価下落やコロナ禍など様々なリスクが予想されます。過去の収入減少時に救われたこともあり収入保険は頼れる存在です。



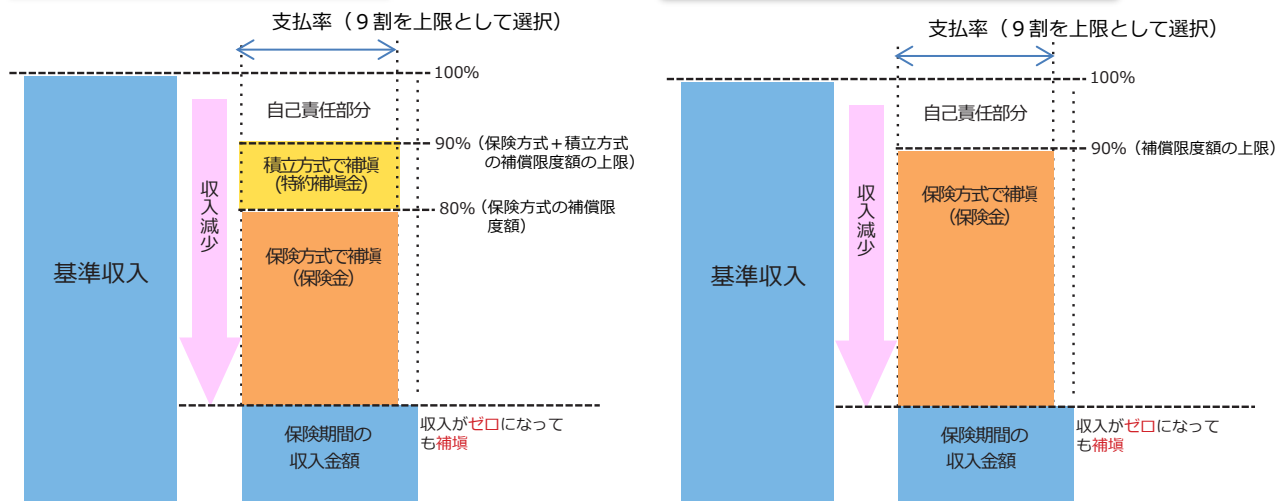
(NOSAI石川広報誌(虹)2023年春号より要約)

収入保険の補填方式

例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の収入がゼロになったときは、下のいずれのタイプも同じ810万円の補償が受けられます。（※ 5年の青色申告実績がある者の場合）。

積立方式併用タイプ

保険方式補償充実タイプ



【基準収入が1,000万円で最大補償の場合に農業者が負担するお金】

積立方式併用タイプ (保険方式80%＋積立方式10%、支払率90%)		保険方式補償充実タイプ (保険方式90%、支払率90%)	
保険料	10.8万円	保険料	23.0万円
積立金	22.5万円	積立金	—
付加保険料(事務費)	2.2万円	付加保険料(事務費)	2.2万円
合計	35.5万円	合計	25.2万円

- ※ 保険料には50%、積立金には75%の国庫補助があります。
- ※ 保険料は掛捨てになります。積立金は補填に使われなければ、翌年に持ち越します。
- ※ 保険料、積立金は分割払（最大9回）や制度資金の活用ができます。
- ※ 保険料については経費として損金算入されるため、保険方式補償充実タイプは積立方式併用タイプより所得税・法人税が軽減できます。
- ※ 補償限度額・支払率の選択や補償の下限を設定することにより、保険料を調整することができます。

付加保険料（事務費）を安くすることができます！

共通申請サービスを通じてインターネット申請した方や自動継続特約を利用する方は、付加保険料(事務費)が割引となります。

- ・インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合：新規加入者4,500円割引、継続加入者3,200円割引
- ※ インターネット申請のみ利用する場合：新規加入者4,500円割引、継続加入者2,200円割引
- 自動継続特約のみ利用する場合：新規・継続加入者ともに1,000円割引

無利子のつなぎ融資が受けられます！

収入保険の補填金の支払は、保険期間の終了後になりますが、**保険期間中に自然災害や価格低下等により、補填金の受け取りが見込まれる場合**、NOSAI全国連から**無利子のつなぎ融資**を受けることができます。



収入保険に関心のある方は、**全国農業共済組合連合会**又は、**相談窓口（農業共済組合）**までお問い合わせください。

【収入保険に関する地域の相談窓口一覧】

<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html>（全国農業共済組合連合会ホームページ）

※ 収入保険に関する詳しい情報は、全国農業共済組合連合会（NOSAI全国連）のホームページでご覧になれます。



収入保険 NOSAI

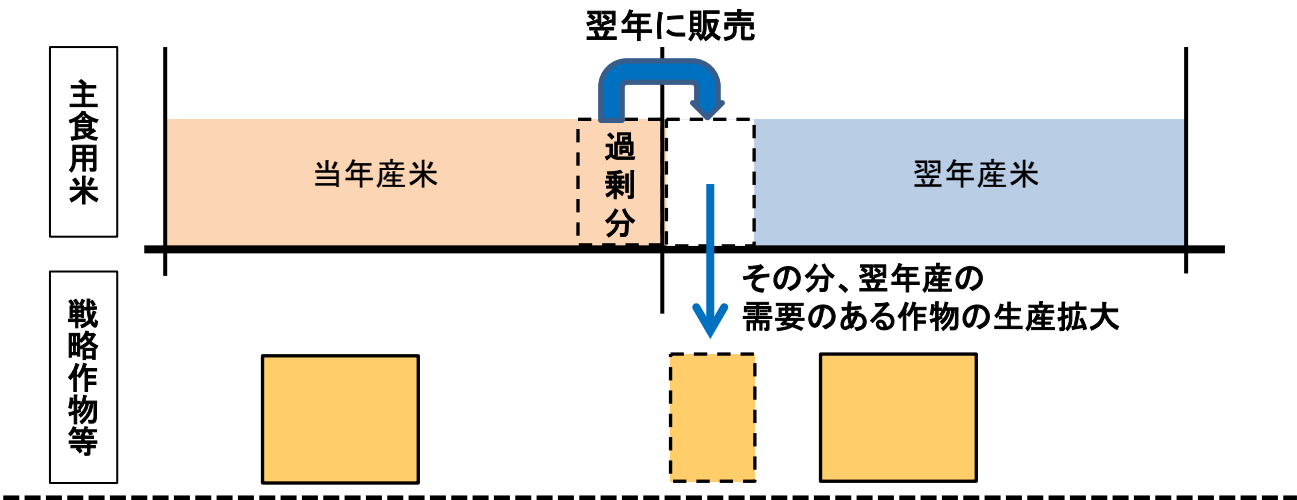


検索

(9) 主食用米の需給安定の考え方、米穀周年供給・需要拡大支援事業

① 主食用米の需給安定の考え方

- ・「需要に応じた生産を行ってもなお、気象の影響等により、必要な場合」に主食用米を長期計画的に販売する取組や、海外用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施するための支援措置として、「米穀周年供給・需要拡大支援事業」を実施。（米穀周年供給・需要拡大支援事業：令和7年度予算額：50億円（令和6年度予算額：50億円））
- ・「必要な場合」に、この支援措置を活用して、過剰分を翌年に回し、その分、水田活用の直接支払交付金等を活用して、翌年産の需要のある作物の生産を拡大して、主食用米の供給を絞るといった取組を定着させ、主食用米の需給の安定を図っていくことが重要。（水田活用の直接支払交付金等：令和7年度予算額：2,870億円（令和6年度予算額：3,015億円））



② 米穀周年供給・需要拡大支援事業のスキーム

<対策のポイント>

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や海外用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援。

<事業目標>

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づく、需要に応じた米の生産・販売の実現。

<事業の内容>	<事業イメージ>
全国事業 1. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援 産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、民間団体等が行う業務用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会、新たな需要拡大に向けた商品開発・コースに基づく播種前契約のための取組、海外業務用需要などの新たな市場開拓に必要な取組等を支援します。 産地事業 2. 周年供給・需要拡大支援 産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します。 ① 主食用米を翌年から翌々年に降に長期計画的に販売する取組（播種前契約、複数年契約の場合は追加的に支援） ② 主食用米を海外向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組 ③ 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組 ④ 主食用米を非主食用へ販売する取組 <事業の流れ>	1. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援 〔セミナー〕 〔展示商談会〕 〔個別商談会〕 2. 周年供給・需要拡大支援

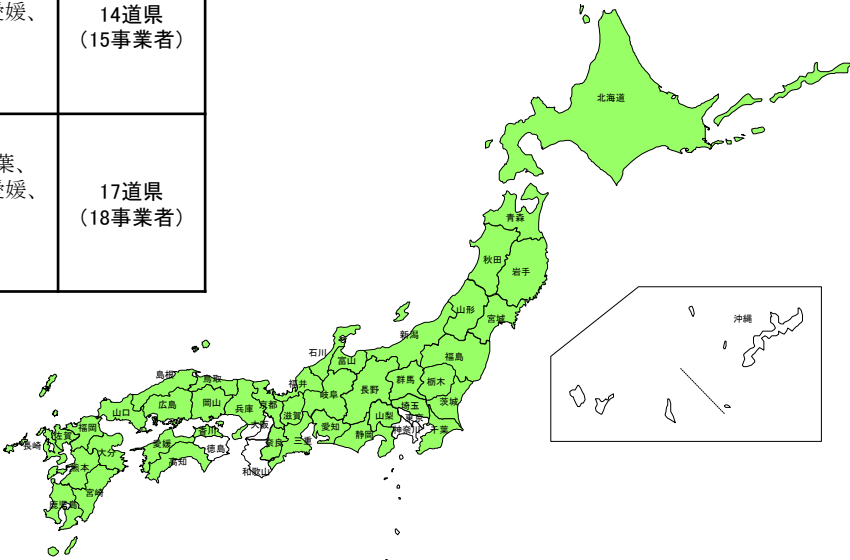
③ 米穀周年供給・需要拡大支援事業の体制整備状況

- 米穀周年供給・需要拡大支援事業の体制整備は、41道府県の47事業者において行われている状況。
- 令和7年度においては、14道県の15事業者が事業を活用（令和6年度は、17道県の18事業者が事業を活用）。
- 出来秋の需給対策として、今後とも本事業を継続・推進。

事業に必要な体制整備を行っている産地(41道府県)

注)「事業に必要な体制整備を行っている産地」は、事業要件である生産者等による積立の体制整備等を行っている事業者が所在する道府県。(経済連・県本部等の事務担当者へのヒアリング結果)

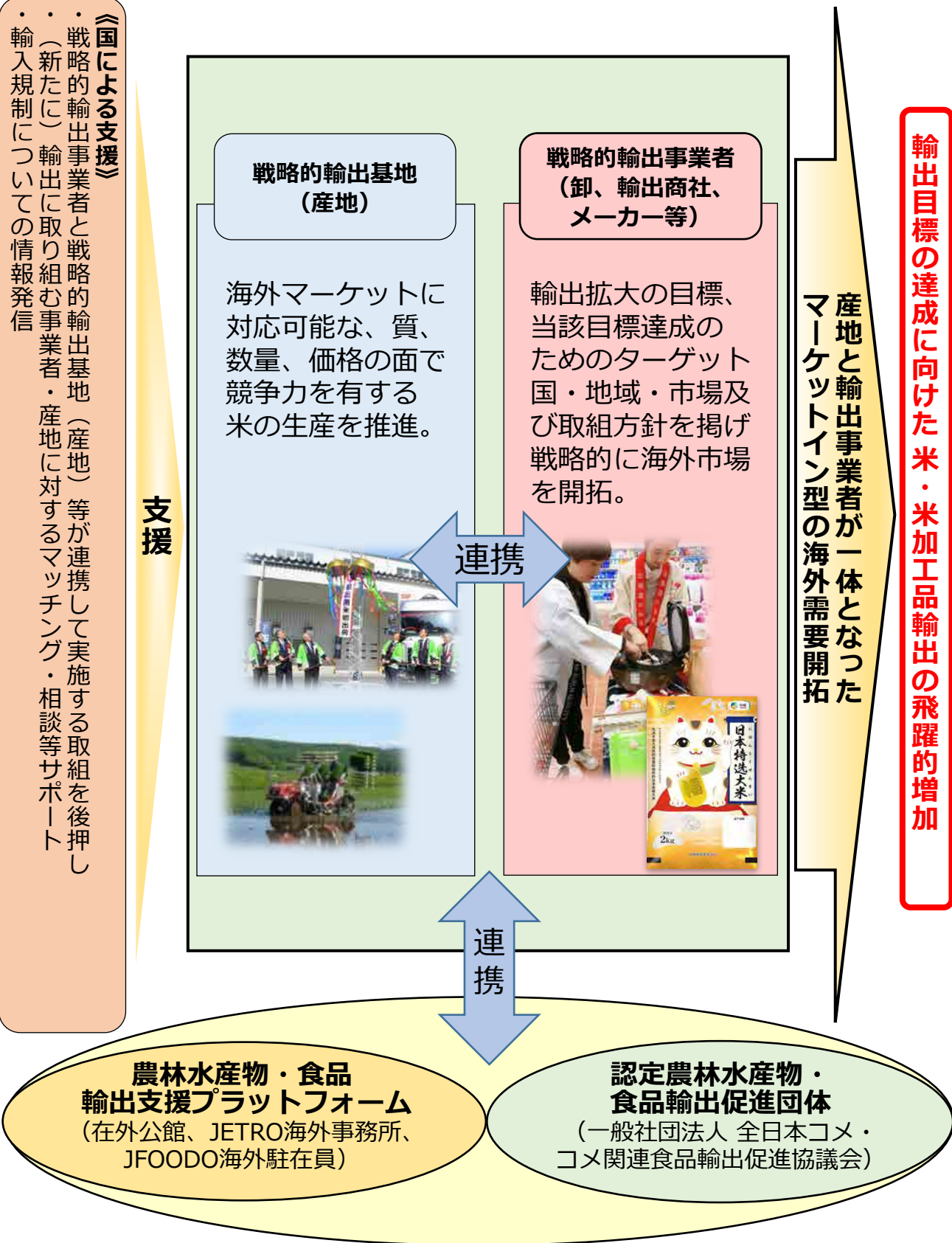
【令和7年度事業申請状況】 北海道、青森、岩手、宮城、山形(2)、千葉、長野、静岡、新潟、富山、石川、愛知、愛媛、佐賀	14道県 (15事業者)
【令和6年度事業活用状況】 北海道、青森、岩手、宮城、山形(2)、栃木、千葉、長野、静岡、新潟、富山、石川、愛知、広島、愛媛、福岡、佐賀	17道県 (18事業者)



主な産地	これまでの主な取組概要
北海道	【長期計画的販売の取組】 ・ 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【海外向けへの販売促進等の取組】 ・ 海外向け北海道米PRパンフレットの作成配布 【業務用向け等への販売促進等の取組】 ・ 各種メディア及びイベントを活用した北海道産米のPR ・ 認知度向上に向けた情報収集、データ分析による販路拡大手法の検討
秋田	【長期計画的販売の取組】 ・ 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【業務用向け等への販売促進等の取組】 ・ 各種メディア及びイベントを活用した秋田県産米のPR ・ 食味分析データを用いた販売促進パンフレットの作成配布 ・ 外食事業者等が参加する各種商談会での試食等の実施
山形	【長期計画的販売の取組】 ・ 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【海外向けへの販売促進等の取組】 ・ 海外百貨店等での「つや姫」、「はえぬき」PRキャンペーンの開催 【業務用向け等への販売促進等の取組】 ・ 各種メディア及びイベントを活用した山形県産米のPR ・ 販路拡大に向けたコンサルティング活動
新潟	【長期計画的販売の取組】 ・ 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【業務用向け等への販売促進等の取組】 ・ 各種メディア及びイベントを活用した新潟県産米のPR ・ JRエキナカ店舗との連携による販売促進活動の実施 ・ インターネット調査による新潟県産米の認知度・消費者ニーズ等の把握
石川	【長期計画的販売の取組】 ・ 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【海外向けへの販売促進等の取組】 ・ 現地市場等調査による実需者ニーズの把握や石川県産米パンフレットの作成配布 【業務用向け等への販売促進等の取組】 ・ 各種メディア及びイベントを活用した石川県産米のPR ・ 毎月2日を「おにぎりの日」に制定し、これを起点にした試食イベント等の開催

(10) コメ海外市場拡大戦略プロジェクト

「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」は、米の輸出量を飛躍的に拡大すべく、平成29年9月に立ち上げ。本プロジェクトは、目標及び取組方針を掲げて米・米加工品の輸出拡大に取り組む事業者・産地が参加可能なプラットフォームであり、参加者への支援を実施。



「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」の参加状況について

○ 本プロジェクトの参加状況

○ 令和7年8月1日時点で132の戦略的輸出事業者、167の戦略的輸出基地が2025年の輸出目標と目標達成に向けた取組方針を設定。

(ア) 戦略的輸出事業者 132事業者（目標数量合計 17.3万トン(原料米換算)）

(イ) 戦略的輸出基地

(1) 団体・法人 158産地

(2) 都道府県単位の集荷団体等 8団体（JA全農県本部、経済連）
（(1)以外の産地も含めた取組を推進する都道府県単位の団体等）

(3) 全国単位の集荷団体等 1団体（JA全農）
（(1)、(2)以外の産地も含めた取組を推進する全国単位の団体等）

○ 今後の取組方針

参加事業者に対して、戦略的輸出事業者が産地と連携して取り組むプロモーション等に対する支援、戦略的輸出事業者と産地のマッチングの推進や海外規制動向のタイムリーな情報発信等の施策を通じて輸出を強力に後押し。

○ 主な戦略的輸出事業者（輸出目標上位5事業者を抜粋）

戦略的輸出事業者	輸出目標	重点国・地域
JA全農	米：50,000トン バックご飯：200万食	中国、北米、EU、D7等
衛神明	米：10,500トン バックご飯：100万食 米粉・米粉製品：100トン	中国、D7、EU等
関クボタ	米：10,000トン	米国等
全農イターン311(株)	米：10,000トン バックご飯：100万食	中国、北米、EU、D7等
木徳神糧(株)	米：6,000トン	中国、香港、北米、EU、東南アジア（シンガポール・タイ等）、アラブ、D7等

○ 主な戦略的輸出基地（令和3年産輸出用米生産実績上位5産地を抜粋）

【団体】		【農業法人】	
都道府県	戦略的輸出基地	都道府県	戦略的輸出基地
新潟県	JAグループ新潟 米輸出推進協議会	新潟県	(株) 新潟クボタ
宮城県	JAみやぎ登米	青森県	(株) みちのくクボタ
岩手県	JA岩手ふるさと	北海道	(株) 芦別RICE
茨城県	茨城県産米輸出推進協議会	山形県	(株) 庄内こめ工房
福井県	JA福井県	北海道	(株) 松原米穀 契約生産者組合

農林水産省ホームページで「米の輸出について」のページを開設しています。
「米の輸出について」のページには、本プロジェクトの情報や米輸出に関する様々な情報を掲載しています。
また同ページには、米の輸出について分かりやすく説明した動画を公開しています。

（農林水産省ホームページ「米の輸出について」URL）

http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/kome_yusyutu/kome_yusyutu.html